

ドローンで農薬散布を行う方へ 農業ドローン安全運航マニュアル

関係する法律

航空法

～ドローンや人・物件等の安全確保のために～



ドローンによる農薬散布は国土交通大臣の承認が必要となる飛行形態「危険物輸送」「物件投下」等に該当します。

必ず事前申請をして承認を得るか、もしくはライセンスが必要です。

農薬取締法

～農薬の安全かつ適正な使用のために～



使用する薬剤の取扱い説明をよく読み、用法、用量、使用上の注意を守って正しくお使いください。

農林水産省による「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係るガイドライン」を遵守し散布計画を立ててください。

飛行前に必ず行うこと

飛行に関して



【飛行の許可・承認】

・最初の飛行開始予定日の10開庁日前までに、飛行予定地を管轄する空港事務所または地方航空局に飛行の申請をしてください。

・ただし、販売代理店等でライセンスを取得した方は、代理店が1年間の代行申請を行っているため、申請は不要です。

【飛行情報共有】

飛行情報共有機能「FISS」に機体情報や飛行情報を登録し、他の航空機との衝突防止に努めてください。

安全対策

必ず登録を受け整備された機体を使い、周囲に配慮し、正しく安全に飛行してください。巻末のマルチローター・安全チェックも参考にしてください。

散布地域の確認

風向、風速、天候の確認

病院、学校等公共施設への配慮



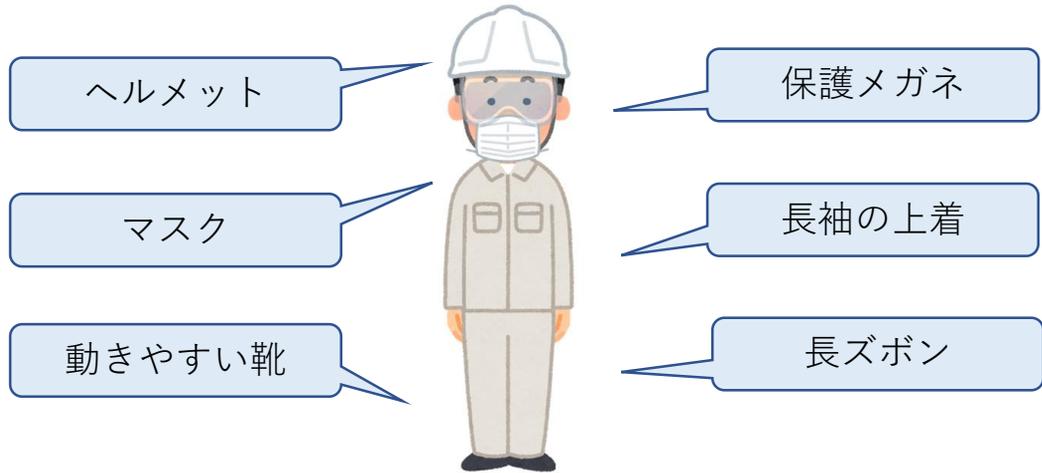
機体・散布装置の確認と電波の点検

薬剤の性質などの確認

人・家畜・養蚕・養蜂などへの配慮

農薬を適正に使用するために

- ・農薬を使用するときは、ラベルをよく読み、使用上の注意を遵守しましょう。
- ・周囲の方への配慮を徹底しましょう。
- ・使用農薬の帳簿への記載に努めましょう。
- ・農薬散布を行う際は次の服装が望ましいです。



飛行後に必ず行うこと

- ・農薬散布実績の報告書を作成し、各団体もしくは都道府県協議会に提出してください。
- ・機体をよく清掃し、農薬が残留しないよう注意してください。
- ・機体は必ず1年に最低1回、認定整備工場で保守点検を受けて、登録情報を更新してください。

万が一の事故発生時にすること

人命・財産の保護

119番、110番へ通報。

機体事故・紛失等

地方航空局へ報告。販売代理店、保険代理店に連絡。

農薬の流出・ドリフト等

都道府県の農薬指導部局に連絡。

作成：ジャパンアグリサービス株式会社

TEL : 0285-81-6675 <https://japan-agriservice.co.jp>





マルチローター・安全チェック

___月___日 実施場所_____

オペレーター名_____

ナビゲーター名_____

1、証明書等の携帯

技術認定証または指導員認定証 無人航空機の飛行に係る許可・承認書

2、散布区域の確認

散布区域（ほ場） 散布面積 作業区域内及びその周辺的环境 離着陸地点の地形 標高
標識設置状況 電波 止水措置の確認

3、障害物および危険物の確認

高圧線の位置 配電線及びその位置 障害物の位置 鉄道および支持線の位置

4、散布飛行で注意する場所の確認

学校 病院 住宅 通学路・交通頻繁な道路 家畜舎 養蜂 養蚕・桑園 タバコ畑
茶畑 転作地 養魚池 水源地・河川 自動車駐車場等 発電所・変電所
有機農産物の生産ほ場 飛散防止対策 周辺他作物 空港

5、散布作業について

飛行順序 オペレーターの歩く道 対象農作物 対象病害虫 農薬名 剤型 希釈倍数
農薬の散布量 農薬の使用時期・使用回数 農薬の有効年月 農薬の使用上の注意事項
機体・散布装置 資材の配置 作業開始時刻___時___分
多数機の場合の飛行方法と作業順序 関係者以外の立ち入り禁止 作業技量の確認
ナビゲーターとトランシーバー 作業員に対する安全指導 事故発生時の対処法の確認

6、気象の確認

風向、風速、気温、湿度 降雨、霧、雷の予報

7、健康状態と服装等の確認

健康状態 マスク ヘルメット 手袋 タオル 保護メガネ 長そで、長ズボン
熱中症対策（休憩、水分、塩分）

8、作業終了時の確認

散布もれ 薬剤残量 空容器の処理 機体・散布装置の清掃 使用農薬等の帳簿記載